

国民年金保険料の後納制度が

9月末で終了します

国民年金保険料の納め忘れがある場合に、過去10年分まで遡って納めることができる後納制度が、9月末で終了します。

未納の保険料を納めることで、将来の年金額を増やすことができたり、年金の受給資格を得られる可能性があります。

◇利用できる人

- ① 20歳以上60歳未満で、10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65歳以上で、年金受給資格がなく任意加入中の人など

◇納付期限

9月30日（水）
※役場で申し込みをされる場合、納付書は数日後に郵送となります。お早めにお申し込みください。

◇申込み・問合せ先

- ・徳山年金事務所
☎0834-31-2152
- ・健康保険課
☎52-5809

この機会に、ぜひ後納制度をご利用ください。

空き家の調査を実施します

問建設課 ☎52-5807

良好な住環境を維持保全するため、町内全域を対象とした空き家の調査を行います。なお、調査をする委託調査員は田布施町が発行する身分証を携帯しています。

◇実施期間

平成27年8月～平成28年3月（予定）

◇調査委託会社

朝日航洋(株)山口支店

◇調査方法

外観目視による現況調査

※調査員が建物敷地内に入ることはありません。



国勢調査

国勢調査の流れ

問総務企画課 企画係
☎52-5803

今年の10月1日（木）を基準日として、国勢調査が実施されます。
実施手順は次のとおりです。

調査票を配布

調査員が9月下旬からインターネットで回答のなかった世帯に、今までどおり、紙の調査票を配布します。配布の漏れや重複を防ぐために、代表者の名前などをお伺いする場合があります。

調査票の記入

10月1日現在、ふだん住んでいる人の状況を調査票に記入します。

調査票の提出

記入した調査票は、調査員に手渡すか、調査票と一緒に配布した郵送提出用の封筒を使用して提出します。

集計・公表

調査結果は、国や都道府県、市町村行政の基礎資料となり、社会福祉や雇用対策、生活環境の整備などわたしたちの暮らしのために役立てられます。

インターネット回答期間

インターネットで回答できる期間は9月10日（木）～20日（日）です。パソコンやスマートフォンなどをお持ちの人はこの期間中に回答することができます。インターネットで回答された世帯は、紙の調査票の提出が不要となるため、調査員の再訪問はありません。

インターネット回答用IDとパスワードの配布

調査員が9月10日（木）以降に、インターネット回答の利便内と、回答に必要なID・パスワードを配布します。